

1 日 時 令和2年11月10日（火）午後4時26分～5時10分

2 場 所 八幡西区役所折尾出張所 2階 会議室

3. 出席委員及び欠席委員

・出席委員 20名

農業委員 8名

本田 春 夫	大庭 喜 重	田 中 義 一	久 野 善 隆
倉 成 保 彦	久保田 晴 彦	木 原 幹 雄	原 田 智 弘

農地利用最適化推進委員 12名

福 田 甚 裕	梅 崎 正 和	千々和 義 孝	浦 邊 愛 二
小 水 利 明	松 浦 正 伸	大 場 利 美	平 川 孝 男
善 明 勝 之	大 庭 研 次	栗 山 重 隆	宮 野 誠 司

・欠席委員 1名

農業委員 0名

農地利用最適化推進委員 1名

秋 山 誠

4. 事務局出席者

橋 本 事務局長 篠 田 次長 吉 田 係長 松 本 主任

5. 議 事

(1) 議案審議前報告

報告第1号 西部部会の発足について 1件

(2) 農地法関係議案及び報告

【議案】

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法転用事業計画変更申請承認について（5条）	1件

【報告】

報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	5件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	8件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	2件
報告第5号	非農地証明願について	1件

報告第6号	農地改良届について	1件
報告第7号	許可又は受理の取消願について	2件

(3) 一般議案及び報告

【議案】

議案第4号	調査委員会について	1件
-------	-----------	----

【報告】

報告第8号	令和2年度予算の要望書について	1件
-------	-----------------	----

6. 傍聴人

なし

事務局長 それでは、北九州市農業委員会の第1回西部部会会議を始めさせていただきます。会議の進行につきましては、部会長よろしくお願ひいたします。

議長(部会長) みなさん、こんにちは。部会制の開始が1ヶ月遅れましたが、今月から西部部会と東部部会ということで、部会別に議案審議、その他調査会等をやっていくこととなります。農業委員の皆様には先月まで2日連続での審議を行っていただき、ご足労をお掛けしました。今月より西部農業委員会、東部農業委員会の時代に戻ったわけではありませんが、以前同様の議案審議を行っていくこととなります。

ただ今より、第1回西部部会会議を開催します。まず、出席委員の確認をします。本日の出席委員は20名です。欠席委員は16番の秋山委員の1名です。過半数の出席がありますので会議を始めます。今回の署名委員は、5番の本田委員、6番の大庭副部会長です。よろしくお願ひします。本日の総会も、コロナウイルス感染防止対策のため、会議時間を短縮して行いたいと考えております。

事務局長 恐れ入りますが、議案審議前報告をさせていただきたいと思ひます。
議案と前後になりますが、報告第1号を先に報告させていただきます。
本年、7月18日開催の「農業委員会第1回総会」において議決されました議案第5号「(東西)部会の設置について」ですが、9月に議会の承認を得て、10月13日に施行されましたので、かねてよりの申し合わせのとおり、今月より門司区、小倉北区、小倉南区を管轄する東部、若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区を管轄する西部の部会を設置し、「農地法第3条、4条、5条の許可・届出審査」、「農地法第18条第6項の合意解約の受理」、「農業経営基盤強化促進法第18条の決定」、「農地中間管理事業の推進に関する法律の意見決定」、「農地改良届の審査」、「土地改良法等による農地の交換分合への意見決定」、「諸証明の発行」、「許可又は受理の取消願の受理」、「公共工事に関する農地の一時利用届出の審査」、「農地利用の最適化の実践活動」を所掌事項として取り扱うことといたします。これにより部会が正式に発足したということとなります。

なお部会員の構成は、同様に「第1回総会」議案第6号で議決されましたとおり、農業委員は東部で11名、西部で8名。農地利用最適化推進委員は東部で20名、西部で13名となります。西部は本日お集りの顔ぶれとし、各部会長は運

営要綱1の規定のとおり、東部は井手尾会長、西部は久野副会長が就任します。それぞれの職務代理となる副部会長は、東部が中村委員及び八木田委員、西部が大庭喜重委員及び倉成委員となります。

以上の「第1回総会」で議決されました事項が、10月13日に効力を得、正式に確定し、部会が発足しましたことをここにご報告いたします。以上でございます。

議長(部会長) では、農地関連議案に入ります。はじめに1頁の議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」、本議案は委員会許可事案4件です。この件について、第2調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を報告願います。

倉成調査長 議案第1号-1から4の3条許可申請について、ご報告いたします。調査書では、ご覧のとおり要件を満たしております。申請地1、2、4については、譲受人が季節野菜栽培を行う計画であり、申請地3については、水稻栽培を行う計画です。特に問題なく、売買については許可相当であるという結論でございました。以上、ご報告いたします。

議長(部会長) ありがとうございます。それでは、皆様のご審議をお願いします。

ご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長(部会長) ご異議はないようですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり承認をすることにします。

次に、2頁の議案第2号の「農地法第5条の規定による許可申請について」、本議案は県知事許可事案1件です。この件についても、第2調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を調査長より報告願います。

倉成調査長 議案第2号の5条許可申請について、ご報告いたします。

申請地は、建設会社が建設資材を保管するため、無蓋資材置場として農地を転用するものです。隣接農地の所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題なく、許可相当という結論でした。以上、報告いたします。

議長(部会長) ありがとうございます。それでは、皆様方のご審議をお願いします。

ご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長(部会長) 異議なしということで、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請につ

いて」は、原案どおり承認することにします。

次に、3～4頁の議案第3号「農地転用事業計画変更申請承認について(5条)」、本議案は県知事案1件です。この件について、第2調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を調査長より報告をお願いします。

倉成副会長

議案第3号の農地転用事業計画変更申請について、ご報告いたします。

申請地は、社会福祉法人恩賜財団済生会が、令和2年3月4日付で、総合病院建設等として県から5条許可を受けています。

今回の事業計画変更は、「緑地及び駐車場」用地の一部を分筆し、「公衆用道路及び防火水槽」用地として使用するもので、分筆した部分については所有権の移転を行うものです。よって、事業計画変更は、特に問題なく承認相当という結論でした。以上、報告いたします。

議長(部会長)

ありがとうございました。それでは、皆様方のご審議をお願いいたします。

ご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長(部会長)

それでは異議なしということで、議案第3号については、原案どおり承認することにします。

以上をもちまして、本日の議案審議は終わりました。他に、無ければこれで農地法関係の議案等審議を終わりたいと思います。何かありますでしょうか。

(意見なし)

議長(部会長)

それでは、一般議案に引き続き入ります。今回の一般議案は議案1件と報告1件です。では、初めに議案第4号「調査委員会について」、事務局から説明をお願いします。

事務局係長

それでは、議案第4号「調査委員会について」をご説明いたします。一般議案書の3頁をご覧ください。これまで仮の形で実施しておりました調査委員会ですが、部会が正式に設置されたことを受けて、今回この調査委員会についても、正式に設置等を行わせていただきたいと思いますということで、議案として挙げております。内容的には以前ご説明させていただいた内容と同じものになっております。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長(部会長)

事務局から議案第4号「調査委員会について」、説明がありました。これについてご意見・ご質問があれば、お受けしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長(部会長)

それでは、議案第4号「調査委員会について」は承認をすることとします。引き続き、報告事項に入ります。報告第8号「令和3年度予算の要望書について」、事務局からの説明をお願いします。

事務局次長

毎年夏に皆様方にご検討いただきまして、9月議会前に要望書という形で提出して参りました。ただ7月に東西の農業委員会が統合され、委員の改選も行われましたので、本年度につきましては、スケジュールが大変押している状況で、12月11日に副市長に要望書を提出する予定となっております。

その内容についてですが、資料の9頁からとなります。例年は、東部、西部それぞれで、まとめていた内容ですが、スケジュール的な問題もありますし、今回改めた組織という事もありますので、喫緊の課題を大きく5つ要望する予定としております。

まず、12頁に「農業基盤の整備について」ということで挙げております。こちらは、昨年・今年と大雨で色々と被害も出ておりますので、そういったものに対応するものとして、農業用施設の整備を始めとして、環境整備への支援を求めるものでございます。

続きまして、14頁でございます。こちらの方がこれまで西部で挙げておりました担い手対策でございます。詳細につきましても、冒頭で部会長からお話がありましたが、農業振興への支援、新規就農者に対する支援の充実といった内容について、掲げております。

続きまして、15頁でございます。「遊休農地の解消及び発生防止の対策」でございます。これは今までも東西問わず経年の課題ということで挙げております。

続きまして、16頁でございます。「有害鳥獣等の被害防止対策」でございます。代表的なイノシシ、それから昨日からニュースで出ております猿等の被害対策についての支援について掲げております。

最後に5番目で「学校給食における地産地消の推進」ということで、学校給食の食材調達にあたりまして、支援の検討を引き続きお願いしたいという内容となっております。以上5点を今年の要望として挙げております。

今回の検討についてですが、例年と異なったスケジュールとなっておりますので、先月10月の運営委員会で予めご議論いただいた上で、内容をまとめております。この内容を受けて、改めて12月11日に副市長に提出して参りたいと思っております。当日の出席者は、副市長と市幹部を交えて、東西の部会長と副部会長となります。以上をもちまして、報告第8号「令和3年度予算の要望書について」の説明を終わります。

議長(部会長)

事務局から報告第8号「令和3年度予算の要望書について」、説明がありました。これについてご意見・ご質問はありませんか。

今までの要望の中で、東部は基盤整備を毎年挙げております。こちらの西部管

内、洞海4区につきましては、鉾害復旧で90数パーセントの農地が基盤整備されております。

有害鳥獣や学校給食については、大事なことです、引き続き要望として挙げております。特に新規就農については、新しい人ばかり作っても定着するのか疑念が残るところもあります。農家の子弟についても同じように制度に乗せてもらえないか以前から要望しており、件数は少ないですが今年なんとか具体化できそうです。年明け早々には報告したいと考えております。

次年度以降についても、継続・拡充できるように市には強く要望していきたいと考えております。多数の要望を挙げて、要点がぼやけてしまうので、要点を絞って要望していきたいと考えております。

今年予算要望については、この内容で会長、副会長と東西の副副会長で説明してきたいと思っております。来年以降につきましては、また皆さんと協議の上、要望していきたいと考えております。

予算要望について、皆さんからご意見・ご質問はありませんか。

田中委員

農業委員にも関係があるのですが、認定農業者については4年に1度更新があります。令和2年の4月から制度が新しくなったのですが、来年度にかけて更新される方がかなりいらっしゃいます。その中で主たる従事者の所得が480万円以上という条件があるのですが、親子でやる場合960万円必要となります。売上げから経費を除いた金額が480万円、これは申請する際に税金の申告書を添付しないとイケないので、胡麻化することは出来ません。480万円という数字の根拠ですが、他の市町村から見ると北九州市の場合は高いです。今回、高齢の方とか後継者のいない方は、更新せずに辞めていく方が多いです。市の方もそれで構わないという中で、この額をもう少し下げてもらいたいということが要望できないかなと思います。年間の目標時間が2,000時間というのは、畑作農家では無理な時間数なのですが、こういう点も少し見直してもらえないかと思っています。

議長(部会長)

それについては、要望の中に入れていませんので、口頭で伝えたいと思っております。この件は、両副副会長の方が詳しいので、両副副会長に相談して、要望したいと思っております。

倉成委員

この件は、ちょうど今、私も更新時期で書類を提出したところです。480万の件は、親子が2人の場合でも、主たる者1人でいいということになりました。

田中委員

若松は17日に西部農政事務所から来てもらって、認定農業者と役員になっている農家に説明してもらおうことにしています。

大庭(喜)委員

この件は理事会の時にも少し話が出ています。井手尾会長とも話して、市の方に要請しようかという話になっています。色々対応方法はあるのですが、あやふやな形で決着しても仕方がないので、北九州市案みたいなものを作っても

らおうかと思っています。

事務局長 その件については、農政とはお話しされたのでしょうか。

田中委員 一応、少し話はしました。

議長(部会長) 市に内容の詳細を確認してください。

事務局長 確認した限りでは、市としては何も変わっていないということで、理事会で出た話というのも確認できておりました、農協の理事の方が東部農政事務所で説明を受けて納得されているとのこと。2人になったから960万になって、3人になったら1,400万になるということではないとのこと。

議長(部会長) その内容を簡単にまとめてくれませんか。この場で出た意見なので、集約して答えないとはいけません。農政事務所に出席してもらって、説明してもらってもいいと思います。

事務局長 次回にでもご説明いただくようにしたいと思います。

議長(部会長) 他に何かありますか。

善明委員 お聞きしたいのですが、農業用ため池の整備の件で、北九州市内に500箇所のため池があるということで、その中でため池というものは、ため池機能を有することもありますし、災害の際に災害防止の機能を有している機能もあります。その中で記載されている「所有者等」という概念はどういう概念なのでしょうか。個人の場合もあるのでしょうか。

大庭(喜)委員 個人で所有している場合もありますが、複数で所有している場合もあります。

善明委員 個人、組合、市等に分類されるということですね。ありがとうございました。

議長(部会長) よろしいでしょうか。

それでは、事務局から連絡事項はありますか。

事務局次長 お手元の資料でご説明していないものがございます。本来、委員が交替されるときには、研修会などに参加していただくのですが、新型コロナウイルスの関係もあり、今年度は開催されておられません。制度についてのご理解を深めていただきたいということもありますので、継続の委員の方も新規の委員の方も予めお目通しいただければと思います。

前回の事前審査会の際に農業委員会の活動記録簿のコピーをお渡ししましたが、2021年版が今月末に発刊されます。次回12月の部会会議の際に来年版

をお配りする予定としております。その際に記入方法等の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長(部会長)

それでは、これで、第1回西部部会会議を終了いたします。お忙しい中、ご出席有難うございました。